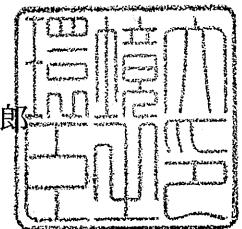


資料 1-1

諮詢 第 517 号
環自野發第1910011号
令和元年10月1日

中央環境審議会
会長 武内 和彦 殿

環境大臣
小泉進次郎



国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定について（諮詢）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第8号。以下「法」という。）第29条第4項で準用する法第3条第3項の規定に基づき、下記国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定を行うことについて、貴審議会の意見を求めます。

記

国指定小笠原群島鳥獣保護区小笠原群島特別保護地区

以上

中環審第1088号
令和元年10月2日

中央環境審議会 自然環境部会
部会長 武内 和彦 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定について（付議）

令和元年10月1日付け諮問第517号をもって環境大臣より当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、自然環境部会に付議する。